

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置の関係では、これまで、令和2年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について（検討依頼）」等により周知等に御協力いただいていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）の期限を延長することとし、それに伴い、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金（以下「母健助成金」という。）及び各都道府県労働局に設置している「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）についても同様に期限を延長することとしました。

具体的な内容及びこれに伴う留意点は下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、周知に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 母健措置について

母健措置の期限について、令和4年3月31日から令和5年3月31日に延長したこと。

母健措置の詳細については、別紙1のとおりであること。

2 母健助成金について

母健措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を事業主が整備して労働者に周知し、当該休暇を取得させる期限について、令和4年3月31日から令和5年3月31日に延長したこと。

母健助成金の詳細については、別紙2及び別紙3のとおりであること。

3 特別相談窓口について

働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母健措置等に係る相談に対応する窓口として、令和2年10月1日から令和4年3月31日までの間、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇均部（室）」という。）において特別相談窓口を設けているが、この窓口の開設期間について、令和5年3月31日まで延長したこと。

働く妊婦の方から、母健措置等に関する詳細なお問い合わせや「事業主にどう伝えればよいかわからない」、「事業主に措置を講じてもらえない」、「休業中の給与は支給されるのか」といった問い合わせがあった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口を御案内いただきたいこと。

特別相談窓口の詳細は、別紙4のとおりであること。

4 周知への御協力について、

働く妊婦の方々からの相談に当たり、母健措置については別紙1を、母健助成金については別紙2及び別紙3を、特別相談窓口については別紙4を御活用いただくとともに、可能な範囲で母子保健に関する窓口等に配架いただくなど、周知について御協力をいただきたいこと。

なお、妊婦の方向けの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策全般については、別紙5を活用されたい。

（参考資料）

- ・女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html
- ・職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）
※新型コロナウイルス感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html
- ・働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局

雇用機会均等課 母性健康管理係

Tel:03-5253-1111（内線7842, 7843）

Fax:03-3502-6762